

町会の皆さまへ

防災資器材等の

購入費用を助成します

区は、自主防災体制の充実・強化のため、町会の防災資器材や備蓄食料の購入費用等に対して、助成を行っています。

1. 助成内容

申請	補助率	補助上限額
年度ごと1回	購入費用の 4分の3（75%）	10万円

2. 補助対象となる防災用資器材の例

- ◇ 非常用食料・飲料水等
長期保存（数年以上）が可能なもの
- ◇ 災害対応用資器（機）材等
医薬品、携帯トイレ、ヘルメット、手袋、懐中電灯、
携帯ラジオ、テント、階段避難器具等



3. 補助のイメージ

- ◇ 例1 非常用食料・飲料水を8万円分購入
→8万円の75%=6万円が補助金額となります。
- ◇ 例2 テントと非常用食料などを合わせて15万円分購入
→15万円の75%=11万2,500円 上限となる10万円が補助金額となります。

4. 提出いただく書類 裏面の手続きの流れ図をご覧ください。

①補助金の申請	②補助金の請求	③実績報告の提出
・補助金交付申請書 （第2号様式）	・請求書（第7号様式）	・防災資器材等整備事業 実績報告書 （第8号様式）
・防災資器材等整備事業 実施計画書兼収支計画書 （第3号様式）	・委任状 （補助金振込口座が 町会名義や町会長名義 以外の場合などのみ）	・領収書（写しでも可）
・購入する物資の見積書 又はそれに類するもの		

《お問合せ》

千代田区政策経営部 災害対策・危機管理課

電話03(5211)4187

費用助成手続きの流れ

1 区への事前相談

申請する備蓄物資などの内容によっては、補助金の交付を認められない場合がありますので、事前(物資などの購入前)にご相談ください。



2 補助金の申請

「補助金交付申請書」及び「防災資器材等整備事業実施計画書兼収支計画書」に購入する物資が特定できる書類(見積書やカタログなど)を添えて、区役所災害対策・危機管理課へ提出します。



3 交付の決定

災害対策・危機管理課から、申請者へ交付決定通知を送付します。



4 補助金の請求

申請者から、区役所災害対策・危機管理課へ「請求書」を提出します。
※申請者と振込口座名が異なる場合は、「委任状」が必要となります。



5 補助金の振込

書類審査後、申請者の指定する口座に区から補助金が振り込まれます。



6 資器材等の購入

※必ず、申請後(口座に区から助成金が振り込まれてから)購入してください。



7 実績報告の提出

区災害対策・危機管理課へ、「防災資器材等整備事業実績報告書」を提出してください。
※「領収書」の添付が必要です。(写しでも可)



8 交付金額の確定

災害対策・危機管理課から、申請者へ補助金確定通知を送付します。



9 精算

超過額が生じた場合、申請者は速やかに返還してください。